

令和 5 年 5 月 30 日

国税庁

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）等の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）等の一部改正について、別添のとおり予定しています。

これらの改正について御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【募集期間】

令和 5 年 5 月 30 日（火）から令和 5 年 6 月 29 日（木）まで（必着）

【御意見の提出先】

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

○ FAX の場合

FAX 番号：03-3593-0405

国税庁 課税部 個人課税課 審理第 1 係宛

（FAX の件名に「租税特別措置法通達等の改正に対する意見」と記載願います。）

○ 郵便等による場合

〒100-8978 千代田区霞ヶ関 3-1-1

国税庁 課税部 個人課税課 審理第 1 係宛

（封筒等の表面に「租税特別措置法通達等の改正に対する意見」と記載願います。）

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）等の一部改正（案）の概要

1 改正の背景

租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」（以下「税制適格ストックオプション」といいます。）については、同条第 1 項第 3 号において、「新株予約権の行使に係る 1 株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時ににおける 1 株当たりの価額に相当する金額以上であること」が要件とされています（以下、本要件を「権利行使価額要件」といいます。）。

この権利行使価額要件に係る「契約時の 1 株当たりの価額」に関し、取引相場のない株式については、「株価算定ルールが明示されておらず、税制適格ストックオプションの発行等において不安定な税務実務となっている」との指摘がなされていました。

2 改正案の概要

上記の指摘を踏まえ、「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）等を次のとおり改正します。

- (1) 権利行使価額要件に係る「契約時の 1 株当たりの価額」については、所得税基本通達 23～35 共－9 の例（売買実例等）によって算定することを明確化します。

そのうえで、取引相場のない株式の「契約時の 1 株当たりの価額」については、財産評価基本通達の例によって算定することを認めます。

本取扱いにより、取引相場のない株式については、財産評価基本通達の例によって算定した「契約時の 1 株当たりの価額」以上の価額で「権利行使価額」を設定していれば、権利行使価額要件を満たすこととなります。

- (2) 上記と併せて、次の点を明確化します。

- ① 所得税基本通達 23～35 共－9(4)イの売買実例については、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定すること
- ② 所得税基本通達 23～35 共－9(4)ニの方法による価額の算定に当たっては、著しく不適当と認められる場合を除き、財産評価基本通達の例により算定できること
- ③ 財産評価基本通達の例により算定する場合には、株式の種類の内容を勘案して算定すること
（注）具体的な計算例につきましては、参考資料をご参照ください。

3 適用時期

改正後の取扱いは、本通達発遣後に行う新株予約権の行使について適用します。

4 新旧対照表

本改正に係る新旧対照表は、別紙のとおりです。